

2024 vol.74 3月定例会

つわの議会だより

慶 まごころ市場にちはら(地域活性化複合施設) 3月6日9時オープン 祝



まごころいちば商標



丸久出店 店内



対面販売方式
「移動スーパーとくしまる」



テープカット



令和6年度津和野町一般会計予算

歳入歳出それぞれ、総額 90 億 4500 万円（前年比△1 億 3000 万円）と定めるもの

主な歳出

（千円以下切捨）

議会費	6536万円
総務費	15億3259万円
民生費	16億3354万円
衛生費	9億6297万円
労働費	64万円
農林水産業費	5億4271万円
商工費	5億1181万円
土木費	7億3501万円
消防費	3億5681万円
教育費	11億75万円
災害復旧費	5402万円
公債費	15億4376万円
予備費	500万円

主な歳入

町税	6億416万円
地方譲与税	1億678万円
地方消費税交付金	1億5000万円
地方交付税	43億9000万円
使用料及び手数料	1億4665万円
国庫支出金	9億5434万円
県支出金	5億6006万円
財産収入	2894万円
寄付金	6500万円
繰入金	6億7861万円
諸収入	8655万円
町債	11億4500万円

令和6年度津和野町特別会計・公営企業会計予算一覧

国民健康保険特別会計予算	10億726万円
介護保険特別会計予算	13億7850万円
後期高齢者医療特別会計予算	3億2596万円
奨学基金特別会計予算	1214万円
診療所特別会計予算	5906万円
介護老人保健施設事業特別会計予算	3億5590万円

企業会計

病院事業会計予算
水道事業会計予算
下水道事業会計予算

詳細は町HPで



- 令和6年第3回（3月定例会）が、令和6年3月8日に招集されました。（会期は27日までの20日間）
- 令和6年度津和野町一般会計予算をはじめとする各会計、企業会計など10議案は、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会（委員長 川田剛）に付託し、議案を審議しました。
- 町長より提案されたその他すべての議案を審議し、可決しました。（P15賛否表参照）
- 委員会提案による条例案や請願等を審議し、3月定例会までに開催された各委員会の委員長の報告を受けました。

令和6年度 主な新規事業

つわの暮らし推進課【町営バス整備事業】 1091万円



平成27年に購入した日原地域町営バス29人乗り車両が、30万キロを超え故障が増えていることから車両を更新し、安全で安定的な運行を図る。

総務財政課【津和野庁舎耐震補強・改修工事】 2億178万円



津和野庁舎の耐震補強及び改修工事の実施と執務室の移転に伴う電話設置工事の実施。

建設課【町道駅前線側溝整備事業（高岡通り）】 4000万円



スクランブル交差点から駅方面左側溝180m 整備。
当該路線一部区間の道路側溝が土砂の閉塞と経年劣化により、排水能力が低下している状況であり、これを整備し排水機能を確保し浸水の被害を軽減する。

医療対策課【医療近接型住宅整備事業】 6100万円

後田 官場丁



高齢者が住み慣れた地域で、住み慣れた家で最後まで、自分らしく住み続けられる街づくりを目指すための高齢者の「住まい」の問題を解決するため。津和野共存病院まで300m。季節的利用や一時滞在にも活用できる。

教育委員会【津和野テニスコートの改修】 6000万円



ハードコート（コンクリート）、クレーコート（土）は老朽化で使用できない状態が続き、オムニコート（人工芝と砂）は経年劣化で人工芝が短くなる等状態が悪化。テニスコート3面改修で利用環境を改善しスポーツ振興を図る。

農林課【森林環境教育活動支援事業】 40万円



町内の森林で町内の児童・生徒を対象とした森林環境教育活動を行う団体に対して支援を行う。
次代を担う児童・生徒が林業への理解、興味を深めると、森林環境の知識習得を推進する。

令和 5 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号） 2 月臨時会にて可決

歳入歳出それぞれ3143万円追加して総額107億 998万円とするもの

主な歳出

(千円以下切り捨て)

- ・物価高騰対応重点支援地方創生事業費(健康福祉課) 3143万円

令和 5 年度津和野町一般会計補正予算（第 8 号） 2 月臨時会にて可決

総額107億 998万円とするもの

主な歳出

(千円以下切り捨て)

- ・学校給食センター備品購入費 211万円

令和 5 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号） 3 月定例会にて可決

歳入歳出それぞれ、1億2336万円を減額し、総額105億8662万円とするもの

主な歳出

(千円以下切り捨て)

- ・ふるさとづくり寄付事業費寄付金(能登半島地震代理寄付) 100万円
- ・社会保障・税番号制度システム整備委託料 382万円
- ・相談支援事業委託料(障がい者福祉費) 105万円
- ・乳幼児等医療費助成金 482万円
- ・地域医療推進基金積立金 4180万円
- ・農地中間管理機構集積協力金 221万円
- ・道路橋梁点検業務委託料 120万円
- ・晩越トンネル修繕工事請負費 643万円
- ・旧津和野町役場第2庁舎等解体工事請負費 440万円
- ・株式配当積立金 313万円

令和 5 年度津和野町一般会計補正予算（第 10 号） 3 月定例会にて可決

総額105億8662万円とするもの

主な歳出

(千円以下切り捨て)

- ・過年社会教育施設施工管理業務委託料 33万円

令和 5 年度津和野町一般会計補正予算（第 11 号） 3 月定例会にて可決

歳入歳出それぞれ、1億9845万円を減額し、総額103億8816万円とする

主な歳出

(千円以下切り捨て)

- ・森林整備基金積立金等 742万円
- ・移動介護事業委託料 109万円
- ・障がい児給付事業 97万円
- ・地域型保育給付費負担金 978万円
- ・除雪作業委託料 1965万円
- ・道路維持業務委託料 150万円
- ・津和野町役場第2庁舎等解体工事管理業務委託料 93万円



よこやま もと し
横山 元志 議員

Q 2018 (平成 30) 年に買い物支援サービスを シャープ(株)と連携していたが現状は

A 発展的な解消となった

問 当時、シャープ(株)と連携していた、買い物支援サービスの現状は。

町長 現在は終了している。

問 当時の実証実験の成果は。

町長 約2カ月の期間で、見守り支援サービスが66日間で93世帯、買い物支援サービスが32日間で221世帯の実証実験を行い、現在までの買い物支援サービスの基盤になった。

問 当時の事業の財源は。またシステムの構築にかかった費用は。

町長 地方創生加速化交付金であるアクティブシニア総活躍事業で、システム構築の費用はソフトウェア開発に約1000万円、コールセンター機能開発に約800万円。

問 支援員の給与等ラニングコストは。

町長 総務省の集落支援員制度が財源。

問 シャープ(株)との地域ogramでの費用は。

町長 定かではないが、年間500万円だったと思うので、約1500万円程度。

問 当時、構築したシステムは今後も使用可能か。

町長 現在は使用していない。

問 今後使うことはできるのか。

町長 今後使うことはない。

問 システムの構築だけで1800万円以上もの巨額の費用をかけるのであれば、何らかのマーケティングなどを行い、運営していけると判断したから実証実験をしたのか。それとも、やってみなければわからないと思い実証実験したのか。

町長 マーケティングまでしたか確認できない。しかし可能性は感じてスタートした。

問 システムを構築したにもかかわらず、2カ月の実証実験と、しばらく運用した程度で使わなくなった、結局電話とFAXのみの注文方式に切り替えたことは納得できないが。

町長 当時、構築したものがあから、現在の買い物支援につながるし、公共性を認められたから補助金をいただき、今回の地域活性化複合施設につながっている。ご理解いただきたい。

問 新しい買い物支援サービスの具体案は。

町長 対面販売方式の「移動スーパーとくし丸」と注文販売方式の「まごころ便」の二つのサービス。「とくし丸」は丸久と連携し個人事業主が販売パートナーとして利用者の玄関まで伺い、利用者が直接商品を「見て・触って・感じて・選んで」買い物を楽しむことができ、週に2回程度利用者のお宅を訪問し、見守りと御用聞き役も果たす。サービス開始は4月1日から。

「まごころ便」については丸久が自社で展開している「らくらく便」の津和野町バージョンとなる。従来の買い物支援サービスと(有)マルシンから事業承継した、学校給食センター、共存病院、保育所、各種保険福祉施設へ食材の配送も行う。

問 現在の支援員の今は後。

町長 現在、集落支援員は5人。全員が年度末で退職。全員に新サービスへの従事の意向を確認し、2人は新サービスに従事する予定。そのうち

1人は個人事業主として「移動スーパーとくし丸」を運営する。もう1人は「まごころ便」で丸久に雇用される。

問 委託型集落支援員とは初めて聞く制度だが、町が雇用するのか。

町長 特別交付税を財源として、集落支援員が地域活性化複合施設内に勤務し丸久が雇用する。

問 1人に対し445万円、4人なら1780万円の委託料で、全額丸久に支払われるのか。またその内訳は。

町長 全額丸久に委託料を払い、人件費が約62%、残りが販売経費・維持管理費・燃料費等。

問 「移動スーパーとくし丸」の売上は丸久と丸久と個人事業主に入るのだと思うが、「まごころ便」の売上はどちらに入るのか。

町長 「まごころ便」の売上は全額丸久に入る。

問 保冷庫・冷蔵車等の今後の活用方法は。

町長 地域活性化複合施設に順次移設し、丸久に活用していただく。



たなか うみ た ろう
田中 海太郎 議員

Q 施政方針で示した様々な課題に町はどう取り組んで行くか

A 庁議(注1)で各部署の問題を共有し、部署を横断して取り組む

問

以前、定住促進のプロジェクトチームを若手職員で作った事があったが、他にそのような動きは。

町長

教育の魅力化による定住対策について、部署を横断して情報交換を行い、魅力化の充実や情報発信、財源確保等に取り組んでいる。

問

その課題と成果は

町長

「〇歳児からの人づくり事業」を以前から取り組んできたが、これを定住対策へ繋げていこうと考えている。そのためには、津和野高校支援と共に、各部署が連携して財源の捻出方法を検討している。

問

各部署は通常業務に追われて、対応が困難になり連携が進んでないように見受けられる。また部署を越えるのに遠慮もあるため、部署横断できる町長直属の

Q 町職員の副業に関して、どのような考えか

A 兼業許可願により、のは許可している

問

人口減少による労働力不足、町職員のモチベーション向上、町民の町職員への理解力向上の理由から、副業を推進すべきだが、現在当町で副業許可したもの

「特命係」を新たに作るべきでは。

町長

以前そうした目的で、営業課を作ったが、一定の成果をもたらしたものの、責任の所在が曖昧になるという課題が出てきた。現在は職員の人員も不足している。総括的な部署を作るより、現行のまま、担当をしっかりと決めてやった方がよい。

問

人材が不足しているのであれば、各部署横断して連携を進める役を、外部の民間に委託してはどうか。違った視点から課題を捉えることも出来ると思うが。

町長

以前女性会議に関わった方々が、現在、団体を立ち上げて、町と連携して、定住対策に取り組んでいる。また商工会や観光協会等も色々な面で協力頂いている。

Q 町職員の副業に関して、どのような考えか

A 兼業許可願により、のは許可している

町長

農業法人の役員、子供の預かり等の援助、手話通訳など。

問

他の自治体でも地域や社会貢献になる

ような様々な副業を認めているが、当町独自の副業はないか。

町長

それはないが、まず大前提として、自分の仕事をきちんとやるという事が大切。

ただ、以前より職員一人当たりの仕事量かなり増えてきているので、それを踏まえた上で、社会貢献でやるのであれば応援したい。

問

現在は町民からのクレームや仕事の増加・煩雑化で病んでしまう職員もいる。そのリフレッシュとしての役割、それと人口減少対策の一環として、役場職員が町民の困り事を解決する役割、それらの点からも、副業を進めていくべきだが。

町長

色々な経験をしていく上でも、職員が地域に出ていくことを応援していきたい。

ただ残念ながら町外に住む職員もいるので、全職員が定住対策を重要視することで、この町に住むという気持ちになてくれればよい。

問

町職員が病む事無く、やる気・元気を出すために、他県では様々な取り組みがなされている。「やりたい仕事挑戦制度」・「極めた

い分野挑戦制度」(注2)など、職員の意欲が出るような政策を当町でも考えてほしい。

町長

公務員は配属された先で、どんな大変な仕事もこなしていかなければならない。それを育んだ上で、検討していきたい。

以前、とても前向きで自分に与えられた仕事以上の夢を持って活動する公務員の方に出会い、津和野でもそんな人を育てていきたいという思いがある。

(注1)

「庁議」

当町における行政運営の基本方針及び重要施策を、審議決定するとともに各部署間の総合調整を行う。

当町の庁議のメンバーは、町長、副町長、教育長、教育次長、各課長。

(注2)

「やりたい仕事挑戦制度」

職員が自ら希望する業務へ応募し、選考に合格すれば異動が可能となる制度

「極めた分野挑戦制度」

自ら進みたい職務分野を選択・応募し、選考に合格すれば選択した分野に軸足を置いて職務を行うことができる制度



み たらい つよし
御手洗 剛 議員

Q 限られた担い手で農地を維持するには

A 今後経営体から省力化のための機械導入の要望があれば、国・県の補助事業を活用し支援を

問 耕作放棄地が増加傾向にあるが、遊休農地の状況は。

町長 農業委員会が8月から9月を中心に行っている町内全農地を対象とした利用状況調査の結果において、現在耕作に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地や、農業上の利用が周辺地域の農地の利用に比べて著しく劣っていると認められる農地として573筆、15・8ヘクタールを把握している。

これは、調査対象面積1232ヘクタールに対して2・9%となっている。

利用状況調査において遊休農地として判断された農地については、今後の農地の利用意向調査を行っており、今年度も290人を対象に利用の意向について調査を行っている。

問 町内の主要な担い手に位置づけられる農事組合法人、認定農業者等への農地集積の状況は。

町長 当町の耕地面積729ヘクタールに対して、現在、農事組合法人及び認定農業者、認定新規就農者への集積面積

は321ヘクタールとなっており、担い手への集積率は44・1%である。

問 経営所得安定対策による転作作物の取り組みは。

町長 経営所得安定対策は、農家の経営安定や食料自給率の維持向上を目的として、農作物を生産・販売する農家に交付金を交付する国の制度である。

当町における主食用稲に対する転作作物は、戦略作物として大豆、飼料作物、WCS用稲、飼料用米、地域振興作物として、山菜、まめ茶、わさび、里芋、メロンなどが挙げられる。

2023（令和5）年度の転換の取組みとして戦略作物



県推進6品目：今後需要拡大が見込まれ、機械化や省力化が可能な品目

が約58ヘクタール、地域振興作物が約15ヘクタールとなっている。今後も地域振興作物などの高収益作物への転換支援に努めてまいりたい。

問 地域ごとに将来の農地の利用方針をまとめる「地域計画」の策定手順は

町長 これまでの「人・農地プラン」が法制化され、地域農業の将来のあり方と守りたい農地と農地一筆ごとの耕作者を図示した目標地図を定めた「地域計画」を地域の協議を経て26（令和7）年3月末までに各市町村で作成することになっている。

当町においても、公民館を中心にエリア分けした9地区で「地



地域計画とは

農業者や地域のみなさんの話合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。

作成主体	市町村
対象範囲	集落単位
法令	農業経営基盤強化促進法第18条～

域計画」を策定する予定としている。

策定手順としては、①各地区における協議の場の設置・協議、②目標地図案作成、③地域計画案の説明・関係者への意見聴取、④地域計画案の公告・縦覧、⑤地域計画の策定・公告となる。

問 食料安全保障の確保については

町長 基本法改正後に対応等を検討する。

Q 中期財政計画における住民一人当たりの公債費残高は

A 令和3年度比17万円増額の222万円



おお え れい 梨 議員
大江

現津和野町の財政状況

問 町の財政規模を類似団体と比較した（表参照）。どの程度の規模が適切と考えるか。

町長 類似団体は特別会計の有無や地理的な特性を踏まえた分類になっていないため、類似団体との比較で適切な財政規模を考えることは不可能。

問 合併時の2005（平成17）年は歳出が57億円、人口は9500人であった。過去と比較した場合、現在の財政規模をどのように考えるか。

町長 合併時は実質公債費比率が高く、まずは比率を下

類似団体との財政比較

令和3年度における人口一人当たりの比較

令和3年度	津和野町	類似団体
財政規模（歳出）	152万円	67万円
普通建設事業費	36万円	13万円
補助費	24万円	13万円
公債費残高	205万円	77万円
実質公債費比率	9.6%	8.3%

※類似団体とは全国の市町村を人口及び産業構造により35のグループに分類したもの。

近隣では津和野町の類似団体として、安芸太田町、大崎上島町、山陽小野田市、下松市など。

げていく必要性があり、大きな投資はできなかったが、交付税措置のある有利な起債の使用可能期限が迫っていることもあり、ここ数年において建設事業が集中してきている。

問 当町の性質別歳出を類似団体と比較した場合、普通建設事業費と補助費が多い（表参照）がその要因は。

町長 当町は面積が広いため、そのことも要因の一つ。

補助費は事務組合の負担金や病院事業会計を持っていることも要因。

問 公債費残高を類似団体と比較した場合

は表の通りである。

中期財政計画では、公債費残高の合計は23（令和5）年度の160億円から28（令和10）年度には135億円に減少している。28（令和10）年度における人口一人当たりの残高の推計は。

町長 28（令和10）年4月1日現在人口を6090人で推計しており、人口一人当たりの公債費残高は21（令和3）年度比17万円増の222万円の見込み。

問 公共施設等総合管理計画によると、現在の公共施設、インフラを今後40年間すべて維持した場合、800億円以上の費用が発生すると試算されている。特に公共施設の廃止・統合の検討は避けて通れないのでは。

町長 すでに予定していた事業の一部取りやめなど行っている。緊急性・必要性・費用対効果などの観点により事業の取捨選択を行い、事業費を精査していきたい。

学校給食センターの運営

問 津和野町の給食のビジョンは。

教育長 徹底した衛生管理による安心、安全な給食の提供が第一。また、副食やデザートも既製品ではなく、地元食材を使用した手作りを提供する。

問 町長の施政方針において、昨年は地元食材に関して言及されていたが、今回は削除されていることについて、その理由は。

教育長 地元食材を活かした特色ある学校給食の提供については、これまでも取り組んでおり、引き続き推進したいと考えているが、学校給食センターが新しくなったことも踏まえて、まずは安心、安全な給食の提供を行なっていくことを述べた。

問 給食センターの給食以外での活用について、具体的に検討されているか。

教育長 長期休業中の放課後児童クラブ等への昼食の提供を検討しているが、栄養士の確保や配送・回収方法、給食費の徴収方法など課題の整理が必要であり実施時期も含めて検討中である。



寺戸 昌子 議員

Q 町内防災士の連絡会を組織する必要がある

A 防災士の意向など踏まえ検討する

問

防災士資格を取得する方が増えたが、資格取得後の活動を支援するためにも、集い、話し合える場が必要だ。町内防災士の連絡会を組織することが必要ではないか。

町長 資格取得者は、徐々に増加している。地域での活動が広がりつつある。

防災士は、自分から動くことが原則とされ、地域や職場などで各々が活動されていると思う。

連絡会については防災士の方々の意向などを踏まえて検討する。

Q

新しい買い物支援サービスに見守り等福祉的役割は引き継がれるのか

A 見守り等の福祉的役割も担える

問

4月から行われる新しい買い物支援サービスの概要は。

町長 対面販売方式の「移動スーパーとくし丸」と注文販売方式の「まごころ便」の2つのサービスとなる。

「移動スーパーとくし丸」では地域活性化複合施設の指定管理者である㈱丸久と連携し、個人事業主が販売パートナーとして、利用者の玄関先まで伺い、利用者が商品を選び会計を行う。

問

災害に備えて自治会単位、自主防災組織単位での最低限の備えが必要だが、行政が考える最低限の備えは示せないのか。

町長 被災時に必要なものは、状況によつてまちまちであり生活に必要なものに違いがある。

防災対策の基本は自助であり、最低限の備えとして何が必要かはそれぞれに考えていただくことも重要だ。

しかし、自治会や自主防災組織等で備えることは、自助

に2回程度訪問し、見守りと御用聞き役も果たす。

「まごころ便」は現状の買い物支援サービスに加え（個人配送）、㈱マルシンから事業承継した学校給食や保健福祉施設へ配送を行う。

問 現在の利用者は、4月からの新しい買い物支援サービスに不安なく移行することができるのか。

町長 サービスの変更にあたり、現行のサービス体系が変

を共助で補うことに繋がるので、取り組み事例等を参考に対応を検討していきたい。

問

能登半島地震では住宅の1階が潰れる被害が多く出た。住宅の耐震化が必要だ。「津和野町木造住宅耐震化等促進事業」により住宅の耐震改修工事を行った住宅はあるか。

町長 2020（令和2）年度に1件ある。

わること等に対して不安の声が上がっていることも事実としてある。

一方で、利用者から実際に見て選びたいという声もある。今後は、そうしたニーズへの対応も可能になる。

まずは、新サービスを体験してもらい、利用者からの意見をいただきながら、㈱丸久と協議の上、より良いサービスの提供に向けて改善、検討をしていきたい。

問

新しいサービスは、4月から民間が役割を担うが、福祉的役割が大きい。これからは行政がかかわりながら持続可能になるよう勧めていくのか。

問

耐震化は進んでいない。住宅の耐震化には多額の費用が掛かる。補助が受けられたとしても耐震化改修を決定するにはまだ高額だ。住宅の耐震改修工事より低価格で地震に備えられる「耐震ベッド」「耐震シェルター」に補助を行うてはどうか。

町長 有効性はしっかり理解した。限られた予算の中なのでもう少し時間をもらって検討していきたい。

町長 全国で初めての事例でもあり国も注目している。

福祉面をはじめ行政的な観点から㈱丸久と連携してやっていく。





みちのぶ としあき
道信 俊昭 議員

Q 選管は居住実態（住民票の有無・電気水道料・地域活動等）についてどのような内容の調査をするのか

A 内容には決まったものはない

問 市区町村長・議員の選挙権、被選挙権を持つためには「日本国民であり、選挙権は満18歳以上、被選挙権は満25歳以上であり、選挙前に引き続き3カ月以上その市町村に住所を持つこと」とある。

そして、公職選挙法上の住所とは「その人の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心をなすものと解すべきであり、私生活の住所、事業活動の住所、政治活動の住所を分離すべきでない」と最高裁判所は判例で示した。それを受けて、選挙権、被選挙権を有しているかいないかを調査するきっかけ（情報）は何か。

問 選挙管理委員長 選挙人から請求があった際に調査を行う。

問 選挙は住民票の有無・電気水道料・地域活動等どのような実態調査をするのか。

問 選挙管理委員長 住民基本台帳担当部局である税務住民課と連携・調整して行う。内容に決まったものはない。

調査結果を踏まえ、本人に事実確認をするか。

問 選挙管理委員長 事実確認と県選管の質問については、状況により判断する。

問 違反と判断したとき、名簿からの削除はいつするのか。

問 選挙管理委員長 住民基本台帳から削除されたとき。

問 違反と判断したとき、警察への刑事告発をするのか。

問 選挙管理委員長 現実に住所を有している市区町村への転入を促す。

問 名簿に記載する条件は「住民票があること」「選挙前3カ月以上の居住実態があること」の2つを満たせばよいのか。

問 選挙管理委員長 そうである。

問 居住実態の調査は選挙管理委員会が行うのか。

問 選挙管理委員長 税務住民課と協議して行う。

問 居住実態の判断は選挙が行うのか。

問 選挙管理委員長 最終判断は選管がする。

問 津和野町内を離れている大学生等の居

住実態の調査はしているのか。

問 選挙管理委員長 していない。

調査の結果、次に行われる選挙で投票

Q 当町には「情報公開不服審査会」の審査員は

問 A 町長が必要の生じた時に選任する

憲法における「国民の知る権利」、法律では「情報公開法」、当町には「情報公開条例」があり、町の保有する文書は公開が原則である。

条例上の非公開が不服である場合は「情報公開不服審査会」に申し出ることができ

問 町長 必要が生じた時に選任する。

問 町の取り扱い規定では「速やかに開催」となっているが予算されない。

問 町長 速やかに行いたい。

Q 「道の駅津和野温泉なごみの里」前のホテル誘致の進捗は

A 協議を継続している

問 「道の駅津和野温泉なごみの里」前のホテル誘致の進捗状況は。

問 町長 事業者が発表する時期は未定だが、開業に向けて協議を継続している。



全員協議会

日原地域活動拠点施設建設工事

2月14日の全員協議会において日原地域活動拠点の基本設計図面が示され、協議を行なった。

これは施工不良により解体された山村開発センターの代替施設として、旧津和野町役場第2庁舎を解体し、跡地に集会所施設を新しく建設する事業である。

全員協議会では各議員より賛否両論の意見があがった。

施設概要

約750㎡。

日原公民館機能、教育委員会日原窓口を移転。

キッズコーナー

調理実習室

スタジオ

会議室3部屋
(可動式間仕切)

収容人数約100人～120人。

総工費

4億7千万円

財源

デジタル田園都市国家構

想交付金(2億円)十過疎債

デジタル田園都市国家構想交付金を活用予定ではあるが、総事業費が4億円を超える、交付のハードルが上がる為、4億円以内に計画を見直すか、全額過疎債にて実施するか等、検討の必要性がある。

進捗

旧津和野町第2庁舎の解体工事は令和5年度内に終了。

令和6年度予算で造成工事予定。

議会の意見

●山村開発センターの解体後、会議や文化活動などを行う場所が不足しており、地元住民からも要望する声が多い。

●代替施設を建設することは町民との約束であり、事業の実施は必要。

●財政的にホールのような規模の建物は難しくとも、何かしらの集会施設が必要。

●計画の規模の集会施設の大きさは中途半端ではないか。住民のニーズと施設の内容

がマッチしているのか、もう一度、住民の声を聞くべきではないか。

●近隣に「かわべ」があるが、利用が少ないのでそこを利用してはどうか。

●公民館をつくるのか。この施設の主な目的は何か。

教育委員会の主な答弁要旨

イベント等を開催する場合、

ステージは日原小学校も活用し、展示等のスペースとして利用。

山村開発センター規模の施設は考えておらず、日原地域の集会施設として設置。

議会での意見を参考にし、施設の規模やレイアウトの詳細は今後検討する。

令和6年度中の完成を目指す。



解体が完了した建設予定地

所管事務調査報告

●文教民生常任委員会

上下水道の現状

◆上水道

水道事業会計の状況

現在、一般会計から水道事業会計への繰入れ金額は毎年約1億2千万円のうち、約4千万円が赤字補填分の基準外繰入れ金となっている。

必要となる赤字補填分は増加傾向であり2024(令和6)年から28(令和10)年の5年間で4億4千万円が必要との試算である。

水道料金の改定について

22(令和4)年11月より8回、水道審議会が開催され、改定について審議が行われている。課題となっている一般会計からの赤字補助を行わず、全て水道料金で賄うとした場合、料金72%増の改定が必要であり、これは平均的な家庭の使用量とされる20㎡では月々2376円、年間では28512円の値上がりとなる。そこで、審議会では赤字補填の補助金をどの程度削減可能かをポイントに改定率、改定時期、改定段階については検討中となっ

ている。

現在の津和野町の水道料金は合併時に両町の水道料金を合わせて以来、改定は行われていない。一方、周辺市町は市町村合併以降も値上げ改定が随時行われてきている。

なお、水道料金の改定と下水道料金の改定は連動するものではない。

◆下水道

下水道の普及状況

津和野町の下水道処理人口普及率は45%であり、県内では比較的普及率は高い(県52%、益田市8%、吉賀町42%)。接続率は69%でわずかずつ接続率は上がるものの、死亡や転出により接続人口は減少傾向にある。

日原処理区はすでに整備済み、津和野処理区も令和6年度で計画達成されるため、今後は施設の維持管理、修繕が主となる。

下水道会計

現在、一般会計から下水道事業への繰入金金は約1億5千万円22(令和4)年度であり、今後、料金改定の検討は必要となってくる。当面は料金改定

よりも加入率の増加を目指していく方針。下水道設備は整備済みであるものの、維持費・更新費に多額の費用がかかる等、経費を圧縮しにくい構造であるため、料金改定を行なっても恒常的な繰入金が発生する。

◆審査意見

● 水道料金の改定における町民への周知については、期間・方法・説明内容等を十分に検討し、できる限り町民の理解を得られるよう努力されたい。

● 下水道料金の改定については、経過も踏まえ、適切な時期・率で改定が行われるよう早期からの検討を行なわれたい。

●総務経済常任委員会

調査の概要

21(令和3)年9月に総務経済常任委員会所管事務調査報告がなされた「入札及び請負契約に関する事項について」の再調査、と令和5年第7回(12月)定例会において可決された付帯決議の調査・研究を行った。

以下(1)から(4)町長より説明。

(1) 令和3年9月の調査意見の取り扱い

現在建設業において3億円未満については町内業者の指名をしている。ただし、3億円以上の場合においても町内業者とのJV(共同企業体制度)にて参加可能としている。

低入札価格調査制度については調査・検討はしたが、公平性の担保という理由から、導入していない。

分離発注については、極力分離発注に努めているが、工期や費用面から建設的ではない事態もあり、各事業ケースバイケースとしている。

(2) 入札参加者指名審査会

現在の審査会は、町長・副町長・総務財政課長・農林課長・環境生活課長・建設課長及び説明員として担当課長である。

外部有識者を入れることによって、透明性・公平性の担保となることも考えられるが、外部有識者の選定方法や費用面から考慮しても、メリットを感じられない。

現在の構成員でも公平に行われていると考えられる。

(3) 仕様変更等専決処分の取り扱い

今まで「町長の裁量」として、執行部・議会共に慣習化していた。

事業の進捗に支障を及ぼさないようにするためにも、ある一定の線引きの必要性がある。

(4) 設計士等専従職員の配置について

設計士等の専従職員の採用の努力はしているが、採用に至っていない。現在、若年層の職員1名が、設計士の資格取得に向け努力している。

調査意見

21(令和3)年9月の調査意見や23(令和5)年12月定例議会で可決された付帯決議の取扱いについて、一般競争入札・指名競争入札のどちらにせよ、広域にまで拡充したとしても、落札率を下げる要因にはならないのでは、との意見もある。広域自治体で相互に事業を介しての事業者の実績づくりや、スキルアップの可能性は大いに期待できる。近隣自治体と協力のもと研究されたい。

専決処分を取り扱いについては、できるだけ早急に指針を出すべきである。

低入札価格調査制度の導入

についてはメリット等調査し検討されたい。

専従職員の配置は喫緊の課題と言える。

職員のスキルアップを早急に図るとともに、複数名専従職員を配置し、各課横断的に把握できる職員を置くべきである。

●津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会

津和野中学校にて、旧学校給食センターで調理された学校給食を試食し、竣工前の新津和野町学校給食センター施設を視察し、仕様変更を行った主要箇所についての現地説明を受けた。

本特別委員会の設置の期間は、津和野町学校給食センターの竣工までで、竣工した24(令和6)年3月2日をもって本特別委員会の調査を終了するものである。

請 願

文教民生常任委員会

請願概要

本請願は全日本年金者組合島根県本部石西支部より、加齢に伴う難聴高齢者を支援するため、補聴器の購入助成事業の創設を求めるものとして提出された。

審査概要

現在、助成が実施されているのは全国の市区町村1718の内約130市区町村。

近隣では益田市で導入、吉賀町では同様の請願が可決されている。

実際に補聴器として購入される価格帯は5万～6万円台であることが多い。

津和野町の現状として、対象者となり得る方からの要望の声はあがっていない。

また、助成は恒久的なものとなるため財政的に厳しい状況である。

審査結果

助成を行うことは理想的であるが、取捨選択を行わなければならない当町の財政状況において、実施は困難である。

また、加齢性難聴のみ支援

を行うことについては検討の余地があり、近隣自治体の導入に合わせ横並びで導入する必要性はないと考える。

以上のような理由から、本請願を不採択と決した。

●津和野町議会ハラスメント根絶条例

理由

ハラスメントは、基本的人権や個人の尊厳を著しく傷つけ、住民福祉及び議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。

よって、議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通して、ハラスメントの根絶に努め、信頼される議会の実現を目指す。



主な契約の変更と締結

令和6年2月26日臨時会

◎令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結

変更契約額

10億7620万9200円

変更額 増額

2億6330万9200円

随意契約

堀建設㈱

物価高騰、仕様や数量の変更等によるもの。

◎令和5年度中座団地住宅建設工事請負変更契約の締結

変更契約額

1億9695万5000円

変更額 増額

148万5000円

随意契約

(有)ナガヨシ技建

◎旧津和野藩家老多胡家表門保存修理工事請負契約の締結

金額

5225万円

完成期日

令和6年12月27日

一般競争入札

協和建設工業㈱

令和6年3月定例会

◎令和3年災町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結

変更契約額

1187万8900円

変更額 減額

4757万8300円

随意契約

(株)日成建設

新たな法面の崩壊が発生したため対策工法の変更により2期工事としての災害復旧をするもの。

◎令和5年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結

変更前完成期日

令和6年3月26日

変更後完成期日

令和6年5月6日

随意契約

堀建設㈱

アスベスト撤去について、作業範囲が広範囲になること、(保育園との作業時間の協議)によるもの。

主な条例の制定と一部改正

令和6年2月26日臨時会

◎津和野町手数料条例の一部改正

令和6年3月定例会

◎津和野町手話言語条例の制定

手話に関する基本理念等を定め、手話への理解や普及を推進するために新たに制定するもの。

◎津和野町介護人材養成修学資金貸与条例の制定

将来町内の介護事業所に従事しようとする学生等に対し、

修学資金を貸与するため新たに制定するもの。

◎津和野町土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定

将来津和野町役場の土木技術職員等の業務に従事しようとする学生に対し、修学資金を貸与するため新たに制定するもの。

◎津和野町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定

共同調理場と給食センター施設を統合し、新たな施設で運用を開始するため制定するもの。

◎津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正

新たに民間住宅が建設されたことに伴い、借上賃貸住宅を追加するもの。

◎津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

法改正に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするもの。

◎津和野町職員の給与に関する条例の一部改正

東京事務所に勤務する職員に、国、県、同様に地域手当を支給するための改正するもの。

◎津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

法改正に伴い、会計年度任用職員について勤勉手当を支給するもの。

◎津和野町子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正

子育て支援センターを新たに2カ所追加して開設するもの。

でこぼこ広場

(うしのしっぽ隣接)ぶどうの木

(津和野幼稚園内)



でこぼこ広場

◎津和野町介護保険条例の一部改正

第9期介護事業計画期間の介護保険料の増額と制度改正により、介護保険料の段階区分を変更するもの。

提出者	議案・賛否表 ○＝賛成 ●＝反対 欠＝欠席	道信	大江澤	米澤	横山	沖田	御手洗	三浦	田中	寺戸	川田	草田※	結果
町長	令和6年第1回（2月）津和野町議会臨時会 2月14日開催												
	【専決処分】令和5年度津和野町一般会計補正予算（第7号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認 可決
	鹿足郡養護老人ホーム規約の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
町長	令和6年第2回（2月）津和野町議会臨時会 2月26日開催												
	令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結	●	欠	○	●	○	○	○	○	●	○	○	可決 可決 可決 可決 可決
	令和5年度中座団地住宅建設工事請負変更契約の締結	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	旧津和野藩家老多胡家表門保存修理工事請負契約の締結	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	津和野町手数料条例の一部改正	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	令和5年度津和野町一般会計補正予算（第8号）	●	欠	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
	鹿足郡養護老人ホーム規約の変更	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
委員長	津和野町議会図書室設置条例の制定	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 会議規則の一部改正	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 委員会条例の一部改正	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	令和6年第3回（3月）津和野町議会定例会 3月8日から3月27日まで開催												
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること 三上 純子氏												適任
	【専決処分】津和野町税条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	令和3年度災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	令和5年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結	欠	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	可決
	津和野町手話言語条例の制定	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 介護人材養成修学資金貸与条例の制定	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定	欠	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	可決
	// 学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 個人番号の利用等に関する条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 借上賃貸住宅管理条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 空家等対策協議会設置条例	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 職員の育児休業等に関する条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 職員の給与に関する条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	津和野町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 介護保険条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	可決
	// 消防団員等公務災害補償条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 水道事業の設置に関する条例の一部改正	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	公の施設の指定管理者の指定（津和野町地域活性化複合施設）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （下左鐙地区広場緑地等利用施設）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （津和野町保健福祉センターやまびこ）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （津和野町福祉センター）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （津和野町障害者福祉センターはなみずき）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （津和野町デイサービスセンター）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （津和野町共存病院）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （日原診療所）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （介護老人保健施設せせらぎ）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （訪問看護ステーション）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// （津和野町医療従事者住宅）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	令和5年度津和野町一般会計補正予算（第9号）	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 奨学基金特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 診療所特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 病院事業会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 水道事業会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
委員会	津和野町議会ハラスメント根絶条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	令和5年度旧津和野町役場第2庁舎撤去工事請負変更契約の締結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	令和5年度津和野町一般会計補正予算（第10号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 町道円の谷線越トンネル修繕工事請負変更契約の締結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 津和野藩主亀井家墓所災害復旧工事請負変更契約の締結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	津和野町過疎地域持続的発展計画の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 監査委員条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	令和5年度津和野町一般会計補正予算（第11号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 介護保険特別会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 水道事業会計補正予算（第6号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
町長	令和6年度津和野町一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	可決
	// 国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	可決
	// 奨学基金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 診療所特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 介護老人保健施設事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 病院事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	// 下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願	加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成事業の創設・実施を求める請願	○	●	●	○	○	●	●	○	○	●	●	不採択

(※) 地方自治法第116条の規定により、賛成と反対が同数の場合、議長が可否を決します。

「表紙のスーパー」

3月26日（火）地域活性化複合施設内においてスーパーをオープンされました、株式会社丸久の田中康男社長にお話を伺いました。

―出店の決め手は？―

立地や店舗の規模、商圈を考えると条件は良くないが、ローカルスーパーとしてどのように社会的責任を果たしていけるかと考えた時に、買い物難民や買い物不便という課題に取り組んでいきたいと考えた。

―津和野町の印象は？―

歴史や文化はもちろんだが、仕事柄、食べ物に目がいく。
高津川の鮎や山菜などをお惣菜に取り入れられれば他店との差別化になると思うている。
また、良い水源もあると聞いているので、ボトリングして販売できないか等も考えている。

―まごころ市場の特徴は？―

配送も他店舗より距離があり、店舗の大きさは限られているが、とにかく欠品などが無いように工夫して、常に賑わいのある売り場を目指したい。

―買い物支援について―

他店舗でも対面販売方式「移動スーパーとくし丸」を導入し取り組んでいる。

津和野でも良いパートナーに巡り会え、「とくし丸」もスタートできることを嬉しく思う。

これからの時代は、インター



ネット販売や移動販売が必須になつてくると考えているので、力を入れて取り組んでいきたい。

―町民の皆さんへのメッセージ―

丸久・行政・地域の三者が力を合わせて、末長く買い物に心配することの無い地域を作っていきたいと思います。

（聞き手 大江 梨）

島根県唯一の百貨店の閉店や中山間地域のスーパーの閉店、移動販売の終了、また都会地でも買い物難民という課題をユース等で目にする事が増える中、津和野町において、官民協働で新たにスーパーが誕生するという事例は他市町からも注目されていると聞きます。

この取り組みを多世代が安心して住み続けられる津和野町の実現に繋がっていきたいですね。

私も早速、まごころ市場を利用させてもらいました。

この町にはちょうど良い規模ではないかと感じました。ちょうど場所が分かりにくいかもしれませんが、店舗右奥には休憩のできるスペースもありますので、利用されてみてくださいね。

■編集後記

3月定例議会が終わりしました。令和5年度は、津和野庁舎の増築や、新しい学校給食センター、日原地域唯一となるスーパーが入る地域活性化複合施設など、多くの建設がありました。

新しい建物が建つことは嬉しい反面、「町の財政は大丈夫なのか」との声も上がり、必要か必要でないかわかり議会として議論していかなくてはと感じています。

子育て世代が、「津和野町に住めば子育ては安心」と思うてくれる町、熟年世代が「ここなら年を重ねていくことに不安がない」と思ってくれる町に少しでも近づけるよう、皆さんと力をあわせていかなければと思います。

皆様のご意見をどんどん議会へお寄せください。お待ちしております。

寺戸 昌子

広報広聴常任委員会

◎米澤 宏文 ○寺戸 昌子

川田 剛 田中海太郎

大江 梨 横山 元志